

貸付保険に係る個人情報の取扱いについて

地方職員共済組合の貸付金について、地方職員共済組合組合員貸付規程第7条及び第7条の2に規定する一般資金貸付保険及び住宅資金貸付保険の適用を受けるに当たり、次の通り個人情報を取り扱います。

地方職員共済組合は、一般資金貸付保険及び住宅資金貸付保険に関して、借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合、貸付申込書に記載された個人情報を、契約締結している損害保険会社（共同引受会社を含む。）に提供します。

1. 提供先における利用目的

本保険契約の履行、サービスの提供、保険金の支払い、保険金の支払いの判断等を行うために、取得・利用し、必要に応じて業務委託先、再保険会社に提供します。

2. 提供される個人情報

- ① 職名、氏名、年齢、住所、電話番号、給料月額、申込事由等貸付申込書に記載されている事項
- ② 登記簿謄本等提出書類に記載されている事項
- ③ 貸付金原票等弁済管理に必要な資料に記載されている事項
- ④ 弁護士等及び裁判所からの債務整理に関する通知された事項
- ⑤ その他、損害保険会社が必要と認める書類に記載されている事項

※ 「借受人に債務不履行が発生した場合」とは、自己破産の申立てや民事再生の開始決定が行われたこと等により、弁済が滞った場合をいいます。

「借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合」とは、弁護士等から債務整理の連絡や道府県等から懲戒免職の連絡等があったこと及び退職手当が支給されない等の場合をいいます。

上記の個人情報取り扱い事項について同意します。

（同意の署名は貸付申込書に記載してください。）